

唐長孺著

## 魏晉南北朝史論叢

本書は著者が解放前より一九五四年頃までに發表した十三篇の論文からなつてゐる。以下その一つ一つについて簡単な紹介を試みたい。その前に著者がこの時代をどのように考へてゐるかを見ておこう。中国の学会の時代区分論がさうであるように、この時代を封建時代の一時期として考へてゐることは言うまでもない。氏は魏晉南北朝時代を「封建門閥制度が高度に發展した時期である。それは後漢末に始つた。魏は漢帝國の如き統一政權を恢復せんために、地方豪族の力を抑えんとしたが、却つて彼等の利益を代表する司馬氏に取つて代られ、封建門閥制度は發展の一途をたどり、晋・宋の間に完成し、以後だんだんと衰亡に向つた」と考へてゐるようである(一一九頁)。ただ氏の魏に対する評価には疑問なきを得ない。

一、孫吳建國及漢末江南的宗部与山越「後

漢末揚子江南部に宗部・宗伍時には宗賊などと呼ばれる一種の集団があつた。これらの集団はいかなるものかという、宗族を核心とした武装組織であり私有財産を守るのを目的とし、この組織によつて彼等は農民起義の鎮圧と政府の無制限の徵發、特に徭役の徵發に抵抗した。所でまたこの時代の史料には、江南地方に『山越』が活躍していることが見える。この山越は、もともとはこの地方の土着の住民、すなわち古代の越族の子孫を指していつたものであらうが、此の時代には一般の漢族と差別はなくなり、賦役などを逃れて山中に入つた人々を指す語となつた。そしてこの宗部と山越は密切な關係にあつたと考えられる。それはこれら大族の組織する宗部は、往々山陰の地に拠り、山越は地方の大族に從屬し、その保護下に入り、彼等に勞働力を提供してゐたと考えられるからである。所で三國の呉を建てた孫氏もそうした大族の一つで、孫氏は他の宗族集団即ち宗部と勞働力の支配權を爭奪する戦の中から勝利を得て建國したのである。こうした経緯で成立したので、孫氏は政權樹立後も宗族間にその利益を分配する制度を作らねばならなかつた。それ

が領兵制度と復客制度である。この制度は一種特殊な分封制度で、統治集団は世襲の軍隊や軍職或は奉邑を有し(領兵制度)土地を耕作するための田客―農奴を所有してゐた。これらの田客は主家に対して課を納め役に服するが政府は彼等田客に賦役を負担さすことはできない。それで復客制度と呼ばれる。(復は賦役を免除するの意)この様にして江南大族の經濟基礎及び政治的特權が構成されていく。即ち魏晉以後の封建門閥制度はその原型を呉の制度上に見出しうる」というのである。ただ宗部の性格については少し不明な点がある。特に宗部―大族と互に相通じて用ゐられるといつてやや混乱があるようである。

一、晋書趙至伝中所見魏曹士家制度 士家に生れた趙至の生涯を通して、士家制度の厳格さ―士の身分の固定的なこと、賤しい特殊階級として一般の人民とは差別されてゐたことなど―を追及した小論である。

一、西晋田制試釈 魏の屯田、晋の占田課田について論じたものである。「魏の屯田制」には「(一)屯田戸は官の農奴である。(二)屯田民は典農官に直屬して兵役に服さない。」という

二つの特徴があり、このことは魏の屯田が漢の屯田及び租を出さして官田を耕作さす制度を受けついだものであることを示している。

魏が屯田制を施行した理由は生産力を恢復し、軍需力を増すためであつたが、同時に魏の中央集権的な政策として、地方豪族の手に土地と労働力が無制限に入るのを防ぐためでもあつた。それ故魏が亡び晋政権が成立すると屯田制は崩壊した。晋は屯田制廃止後十餘年にして戸調式を頒布した。その中には賦税・蔭戸・田客及び占田と課田の制度が含まれている。従来占田・課田については種々な解釈があるが、何れも西晋には漢・魏の如く実物地租は存せず、徭役地租の方法がとられていたと考える点で一致している。しかしこの解釈には大いに疑問がある。それは、従来の説は晋代に授田が実行されたということから出発して上述の如き解釈を下すわけだが、晋の占田・課田の法令には還授の方法や年齢の規定がないから授田が行われたとは考え難い。占田はただ法令の上から人民の所有してもよい田の量を規定しただけで、その経営形態の如何は論じない。課田は労働力を統制し荒土を開発するために、十六歳より六十歳ま

での丁男女に、課田法に規定された一定の土地を耕作することを強制したものである。また西晋にも戸調としての三匹の絹、三斤の綿と並んで田租は存在している。その量は初学記引晋故事から、一夫五十畝の課田に対して四斛の定額租であつた」というのである。晋代に田租の存したことは、我が国の学会ではほぼ通説である。唐氏はその量を初学記引晋故事のみから四斛とされたが、西晋に受け継がれたと考えられる魏の畝税四升の記事や、通典に見える東晋時代の「其課丁男……租米五石」の記事についてどう考えるのか、全然述べられていないし、戸調式の本文についても、晋書食貨志と通典の間には一部にかなり重要と思われる異同もあるが、それに關しても何等の考慮の払われていないのは遺憾である。

一、魏晋戸調制及其演變「魏の時に賦税制度上に一変革が行われた。それは戸單位に徵取する新しい税——戸出絹二匹綿二斤——が作られたことである。この戸調は兩漢の『調』の系統をついだものである。調は前漢時代に非常の際の臨時税であつたが、後漢には常制となつた。その徵取に當つては戸貨(財産)を計算し、実物を納めさせる方法をとつた。一

方漢代には算賦・口賦等の税目があつた。これは人頭税で貨幣納である。ところがこれが後漢末には実物で折納されるようになった。こうして調と算賦等との区別がなくなつたので、曹操はこの二者を合して新税を作つた。この税制が晋に受け継がれるわけである。晋書食貨志に見える戸調令によれば、戸調は戸ごとに貧富の差なく均一に徵取されたものようである。しかし晋書には別に財産に應じて賦税を徵取したと考えられる記事がある。

このことは田租戸調の外に一種の税目が存在しているとも考えられるが、私はこれこそ戸調であると思う。それは戸調の前身たる漢代の調が財産に應じて徵取されているからである。では戸調に見える「戸歲輸絹三匹綿三斤」をどう解釈するかというと、これは平均の數を示したのに過ぎず、實際は地方官が貧富を斟酌して徵取したと考える。この戸調は北朝では北魏孝文帝が大和十年(四八六)賦税制を定めるまで、南朝では梁の武帝が天監十年(五〇二)「計丁為布」の税制改革を行うまで踏襲された。次に南朝史籍中に屢々「租布」という語が見えるが、これは田租と戸調の意味である。戸調は布を納めさせたので、

いつか戸調を指して布というようになった。

そして調という語は、単に戸調という意味だけでなく、広くもろもろの賦税を指す言葉となつた。又これら租布は最初は物納であつたが次第に他物を以て折納することが普遍的となつて行き、その際多くは銭が使用された」といふのである。しかし漢代に果して調といふ税があつたか。もしあつたとしてもそれが財産に応じて徴収されたのか。魏及び晋の戸調がこの調の系統を引いたもので、財産によつて徴収量に差をつけたものか、等々の疑問が起る。特にその場合戸調令に記された定額が、平均の數であるとするには措いかねるものがある。もし戸調が氏の言われる如く財産を案じて徴収されたものなら、中国の他の多くの法令の形式から見ても、その旨が記され、財産高に依じた徴収量も書かれる筈だと思ふ。そして氏が言われる財産に応じて賦税を徴収したと考えられる記載はやはり別の税目と考えるべきものように思ふ。(例えば武仙卿氏は「南北朝経済史」に於て貨賦の存在を指摘している。)

一、九品中正制度試釈「中正の名は魏になつて始めて見える語であるが、後漢末より盛

んに行われた名士の人物批評(清議)は中正の名こそないが後の中正の權威をその中に持

ち、地方の大族が勢力を拡大する道具となつていた。さて曹操は中央集権体制の恢復を企図していたから、發展しつつある地方大族の勢力を抑制しようとした。その一つの方法として彼は朋黨交遊を排し、清議を蔑視し、徹しくこれを取締つた。しかし当時の地方大族の勢力は無視し得ないし、理論的にも人物評は重要なことなので、完全に郷閭の人物批評を廢除することはできなかった。そこでこの人物批評の形式を残し、地方大族のそれまで所有していた清議の權威を逆用して政府に協力さすために作られたのが中正制度であつた」と中正制度成立の原因を述べたあと、九品中正についての幾つかの細い問題を論じている。(一)九品中正制は咸康元年(二二〇)に設けられたが大小中正が同時に設けられたのではない。大中正は少數の地方豪族が一部の範圍では満足しきれなくなつたので設置された。その時期は正始元年(二四〇)～嘉平二年(二五〇)の間であらう。(二)中正は最初は郡の長官により推薦されていたが、晋代では大中正は司徒によつて選授され、小中正は大中正に

よつて薦奉され、中正の任命権は地方から中央に移つた。(三)中正には訪問と呼ばれる属員があつた。(四)中正の主要な任務は人物の評定

を行ひこれに品第を与えることだが、この外に州の主簿及び從事を委任する權利を有していた。(五)中正が吏部に提出する資料は家世、状(評語、行状の謂ではない)品の三つである。(六)中正の下す品第は九等あるが、類別すれば二つに過ぎない。一品はただその名があるだけで二品が最高である。三品は上品の列にある筈だが卑品と考えられるようになった。こうして二品だけが上品となつたため、その中で更に区別する必要から二品中の優れものに美称を加えて灼然二品の名ができた。(七)中正の下す品第は褒貶の虚品ではなく、官途につく道と不可分の關係にあり、官位は必ず品第と相符するものであつた。(八)この品第と官位の關係にも変動があり、その調節のため宋代には品が官に較べて高い場合『領』という言葉を使用し、又二品をば家世による『門地二品』と才能による『二品才堪』に分けることが行われた。(九)中正の品第は黄紙に記され司徒府に藏された。(一〇)一旦降された品第がその人物に適しないと認められ

ると品の升降が行われた。」と、中正制度の具體的な職權や組織品第について論じたのち、中正制の門閥封建制の關係について「九品中正制創立の目的は決して門閥の統治を鞏固にするためのものではなく、魏によつて中正が作られたときには、家世や血族は重んぜられなかつた。しかし中正に任ぜられるもの自身二品でなければならなかつたし、二品は又中正が推挙を行う場合に参預する權があり、二品を獲得するものは殆ど皆世族であつたので、世族は自然官更任用權を握るようになつた。しかも西晋の政權は世族を中心としていたのでこの制度を廢止し、或はこの勢いを阻止するできなかつた。かくて九品中正制は門閥の統治を鞏固にする作用をした。この作用が頂点に到つた時に士庶の別は疑い得ない原則となつた。そしてその時に九品升降の重要性は失せてしまふ。中正の下す品第より自己の血統が問題になるのである。」

次に少し順序は異なるが九品中正制と関連ある清議及びそれについて思想史を扱つた一連の論文に移りたい。

評

一、清議と清議「清議の意味は後世では虚女の談と考へられているが、清議のもの意

味は雅談である。しかもその内容は具體的な人物批評で虚女の談ではないし、老莊とも閑係がない。だから初期においては清談と清議は互称されている。東漢末現実政治の腐敗特に黄巾の乱は統治階級中の一部分の敏感な士大夫を促して、儒家道德の標準で選ばれて出てくる人才が統治階級の要求に合はぬのではなかつたかと考へ始めさせ、どのようにして選挙の標準を確立するかについて新たな考へを加へさせた。玄学はこの点から出發して、有無本末の弁に發展し、清談は清議（人物批評）の意味から虚玄の談に變つていつた。これはまさに玄学の發展と相符合している。大体玄学の先驅となつた名理の学が人物批評の抽象化及びその原則を研究するものであつた。さて清談はこうして清議とは異つた意味をもつようになつたが、三國晋以後でも時には相通じて使われることもある。また清談家も人物を談ずることはあるので、世説新語に載せられた象徴的な品題は一種の人物批評で、中正が品第をする場合の参考となつている。これは明に清議の系統を引くものである。」

一、魏晋才性論的政治意義「後漢の政治思想は名教を以て天下を治めるということにあ

つた。そして官吏採用の方針もどちらかといえば才能よりも操行を重んじた。この方針は政治が安定していた場合はよかつたが、政治が乱れ、『行』を重んぜられて出て来た官吏がこの局面を処理し切れないのを現実に見ると、この原則が疑問視され始め、ここに才能を重んずるか、操行を重んずるかは一つの重要な問題となつた。その時才が行に先んずるということと言つたのが曹操であり、彼は『唯才是舉』の原則を打ちたてた。こうして当時才と性即ち操行と才能の問題を論じているとは又現実の政權を鞏固にするという政治的課題でもあつた。そしてこの議論が次第に細微な点に入つて行き、才性論は終に政治の問題とは離れて一つの重要な哲学的命題となつて、魏晋間の思想家に取り上げられるようになった。」

一、魏晋玄学之形成及其發展「東漢末に思想界上の一つの變化が起つた。この變化が発展して魏晋の間に玄学が形成されるに至るが、玄学は後世に想像されるような超然として空虚なものではなく、現実の社会経済と政治を反映した一つの政治理論であつた。後漢

の儒家一尊の政治思想に疑問が生じ、現実に

適合した政治理論が要求されるようになり、そのために先秦諸子や原始儒家思想の研究が盛んとなつた。この中で特に重視されたのが法家・名家及び道家であつた。名家は本来正名——名(言葉或は概念)を正し名と実との一致を求める——を目的とする学問だが、この時代には現実の問題として官吏登用の場合の人と職との配合の標準を決定する目的を持つていた。しかしこうした『名』の研究が理論的につきつめられると無名に帰す。その上、魏の政治が齊王芳に到つて君権が弱まり皇帝の位も虚位になる現状も影響してここに無為を唱える老莊思想の研究——玄学が成立した。

こうして成立した玄学であるがそこには二つの系統がある。一は正統玄学家或は在朝玄学家で他は別派玄学家或は在野玄学家である。前者は何晏・王弼に代表され、老子の無為の政治思想を主張し、君権を弱めて世家大族がその特権を享受することを放任せしめんと考へる。しかし彼等は為政者としての立場から『名教は自然に復本す』として名教には反対しない。これに対して在野派は阮籍、嵇康らがそうであるが、莊子の自然を持ち出し当局の提唱する名教に反抗しようとする。それ故

この派の人々は無政府論に陥り、封建秩序を破壊する作用をなす恐れがあるためにこれを糾正する必要がある。ここに裴頠・郭象らが出てこの両者を調和し、名教と自然の矛盾を解決し、『道』と『儒』を綜合した。しかしここに仏教が盛んとなるにつれて仏教と名教との間に矛盾を生じた。結局この問題も仏教は名教を助けるものであるという理論が建てられて、一応の解決を見た。」とし更に「この儒仏道三教の調和は宋代の理学において初めて完全にその理論を完成したが、宋代理学の淵源は魏晋玄学に始る」という極めて注目すべき言葉で結んでいる。

以上三篇の論文でやや疑問に思われるのは、この時代の思想界の動きを全て政治と結び付けて考えようとしすぎてはしないかという点である。ある時代の思想を研究するに当って、その時代の政治や社会経済との關係を切り離しては考えられないが、全てをそれで割り切つてよいものであろうか。

一、読抱朴子推論南北朝風俗の異同 抱朴子外篇譏惑篇に書法・言語・哀哭・居喪の四ヶ条を挙げて当時の江南の思潮風俗の、洛陽の風氣に染んで旧俗を棄て去つてることが論

じられている。唐氏はこの四条の考察から出して、「魏晋間の南北の界は揚子江でなく黄河であり、三国時代の新学風も河南に起つた。これに対し江南の学風は河北のそれに近く保守的であつた。それが晋室東遷後、所謂江南の風俗に洛陽を中心とする中原文化が移入され、江南固有の保守的な文化・風俗が変えられてしまつた。従つて東晋以後の江南文化は北方からの僑人に代表されるものとなり、江南固有の文化を指しているものではない。寧ろ江南土着の人々はそれ等僑人と區別され保守的であつた。抱朴子の著者葛洪もその一人で、彼の立場は南北の旧伝統・旧思想を綜合することにあつた。譏惑篇の言葉もそういう所から出ているのである。」

本書には此の外五胡十六国時代を論じた「晋代北境各族「変乱」的性質和五胡政権在中國の統治」、北魏政權の成立についての「拓跋国家的建立及其封建化」、北周隋の兵制を扱つた「魏周府兵制度弁疑」及び「魏晋雜胡考」の四つがあるが、すでに所与の紙数を大分超過したので題名を挙げるにとどめる。(生活、読書、新知三聯書店)